

# 令和元年 第4回 筑紫野市議会定例会（9月） 提出議案について

令和元年第4回筑紫野市議会定例会（会期：8月30日～9月25日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

同意第 17 号	筑紫野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
<p>筑紫野市固定資産評価審査委員会は、地方税法第 423 条第 1 項の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服申出を審査決定しています。市の基幹税である固定資産税評価業務のより一層の適正公正を期するため、中立・独立した第三者機関として設置、運営されています。</p> <p>現委員の 白石 誠 氏が、令和元年9月27日をもって任期満了となられることに伴い、引き続き 白石 氏を委員として選任することについて、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	
認定第 1 号	平成 30 年度筑紫野市一般会計歳入歳出決算の認定について
<p>本決算（認定第 1～10 号）は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に付しています。</p> <p>歳入決算額は 362 億 9,915 万 53 円、これに対する歳出決算額は 351 億 6,418 万 2,692 円です。これを差し引きした形式収支は 11 億 3,496 万 7,361 円の黒字となっています。</p>	
認定第 2 号	平成 30 年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入決算額は 97 億 8,948 万 9,012 円、これに対する歳出決算額は 97 億 6,818 万 5,823 円です。これを差し引きした形式収支は 2,130 万 3,189 円の黒字となっています。</p>	
認定第 3 号	平成 30 年度筑紫野市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入決算額は 1,667 万 9,045 円、これに対する歳出決算額は 290 万 3,360 円です。これを差し引きした形式収支は 1,377 万 5,685 円の黒字となっています。</p>	

認定第 4 号	平成 30 年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入、歳出決算額ともに 597 万 7,172 円となっています。	
認定第 5 号	平成 30 年度筑紫野市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 65 億 5,259 万 8,723 円、これに対する歳出決算額は 65 億 505 万 9,707 円です。 これを差し引きした形式収支は 4,753 万 9,016 円の黒字となっています。	
認定第 6 号	平成 30 年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 23 億 4,048 万 1,611 円、これに対する歳出決算額は 22 億 9,423 万 1,707 円です。これを差し引きした形式収支は 4,624 万 9,904 円の黒字となっています。	
認定第 7 号	平成 30 年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入、歳出決算額ともに 2 億 2,649 万 937 円となっています。	
認定第 8 号	平成 30 年度筑紫野市二日市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入決算額は 306 万 5,769 円、これに対する歳出決算額は 246 万 5,939 円です。これを差し引きした形式収支は 59 万 9,830 円の黒字となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 22 日に管理会が開催され、同意を得ています。	
認定第 9 号	平成 30 年度筑紫野市御笠財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
歳入、歳出決算額ともに 394 万 5,870 円となっています。 なお、この財産区の決算認定については、8 月 21 日に管理会が開催され、同意を得ています。	

認定第 10 号	平成 30 年度筑紫野市平等寺山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
<p>歳入決算額は 1,999 万 8,335 円、これに対する歳出決算額は 1,793 万 6,263 円です。これを差し引きした形式収支は 206 万 2,072 円の黒字となっています。</p> <p>なお、この財産区の決算認定については、8 月 22 日に管理会が開催され、同意を得ています。</p>	
認定第 11 号	平成 30 年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
<p>認定 11 号及び 12 号は、平成 30 年度筑紫野市 水道事業会計及び下水道事業会計の決算に伴い、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、各会計の剰余金をそれぞれ剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、各会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものです。</p> <p>収益的収支の決算額は、収入総額 21 億 52 万 2,448 円、支出総額 18 億 6,091 万 5,429 円で、損益計算書において 2 億 2 千 82 万 6,487 円の純利益が生じています。</p> <p>なお、当年度純利益を含む未処分利益剰余金の処分については、減債積立金へ 1 億 5,457 万 9,000 円、建設改良積立金へ 6,624 万 7,000 円をそれぞれ積み立て、資本金へ 3 億 9,788 万 2,448 円を組み入れるものです。</p> <p>また、資本的収支は、収入総額 1 億 9,256 万 6,120 円、支出総額 6 億 7,939 万 5,646 円、収支の差引不足額については、損益勘定留保資金等で補填しています。</p>	
認定第 12 号	平成 30 年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
<p>収益的収支の決算額は、収入総額 23 億 2,565 万 1,800 円、支出総額 20 億 8,411 万 3,283 円で、損益計算書において 2 億 2,887 万 1,312 円の純利益が生じています。</p> <p>なお、当年度純利益を含む未処分利益剰余金の処分については、減債積立金へ 2 億 2,887 万 1,000 円積み立て、資本金へ 4 億 8,705 万 7,061 円を組み入れるものです。</p> <p>また、資本的収支は、収入総額 7 億 285 万 754 円、支出総額 13 億 2,862 万 3,386 円、収支の差引不足額については、損益勘定留保資金等で補填しています。</p>	

報告第 9 号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成 30 年度筑紫野市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
<p>本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成 30 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見を付けて報告するものです。</p> <p>健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないことから、「数値なし」という意味である、ハイフンで記載しています。</p> <p>実質公債費比率については、平成 30 年度の比率は 4.8%となり、早期健全化基準の 25%を下回ったものとなっています。</p> <p>将来負担比率については、算定結果がマイナスとなったため、数値なしとなっています。</p> <p>資金不足比率については、水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計ともに資金不足はないので、数値なしとなっています。</p>	
報告第 10 号	筑紫野市土地開発公社事業等の報告について
<p>総括について、一般庶務事項としては、理事会を 2 回開催し、8 件の議案について審議がなされ、全て原案のとおり可決されました。</p> <p>役職員の異動につきましては、8 月の役員任期満了に伴い、監事 1 名の交替がありました。職員についても、3 月末日に事務局長が派遣期間満了となっています。</p> <p>事業計画の執行状況については、台帳番号 70 番「教育施設用地事業」の 6,867 m<sup>2</sup> を売却額 9,863 万 4,953 円で処分しています。</p> <p>財務の状況については、平成 30 年度は「教育施設用地事業」の処分を行いました。123 万 6,481 円の当期純損失となり、準備金合計は 3 億 3,949 万 7,898 円となっています。</p> <p>借入金の期末残高については、短期借入金が 4 億 8,850 万円で、前年度比 9,650 万円の減となっています。</p> <p>保有土地については、期首残高 9 億 1,386 万 5,907 円に対し、当期増加高 105 万 9,570 円、当期減少高 9,518 万 4,953 円となったことから、平成 30 年度の期末残高は 8 億 1,974 万 524 円となっています。</p> <p>また、令和元年 5 月 23 日に監事による監査が実施され、内容は適正であることの報告を受けています。</p>	

報告第 11 号	公益財団法人筑紫野市文化振興財団事業等の報告について
<p>筑紫野市文化振興財団は、筑紫野市から指定管理者として指定を受け、筑紫野市文化会館の管理運営及び市民の文化芸術の振興に関する事業を実施しています。</p> <p>平成 30 年度の合計入場者数は 10 万 5,717 人、使用料は 2,693 万 4,710 円です。なお、使用料については、公的使用は減免制度があり、その減免額が 1,805 万 8,630 円となっているので、実質の納入額は 887 万 6,080 円です。</p> <p>公演事業については、30 年度のテーマを『「新たな一步を」～アートイノベーション～』とし、その具体化のため「第十三回ちくしの寄席 立川生志 “ふるさと応援”落語会」「DRUM TAO 2018 新作舞台 RHYTHM OF TRIBE～時空旅行記～」など 15 事業を実施しました。</p> <p>公演事業の平成 30 年度の入場者率は、座席数に対し 102.9%となっています。</p> <p>決算の状況として、公益財団法人の会計は、公益法人会計基準に基づき、公演事業の全てと文化会館の公益目的での貸与に関する「公益目的事業会計」、文化会館の公益目的外での貸与及び物品販売手数料の収入に関する「収益事業等会計」、財団の組織運営に関する「法人会計」に分かれた計算書となっています。</p> <p>金額については、消費税を抜いた額での経理数字であり、経常収益合計は、8,400 万 2,284 円です。収入の主なものは、筑紫野市からの指定管理受託収益の 7,752 万円です。</p> <p>経常費用の合計は、7,829 万 4,225 円です。その主なものは公益目的事業会計の経常費用計 5,043 万 1,982 円で、内容は公演事業及び清掃等に関する委託費、人件費、施設の光熱水費等です。</p> <p>収入から支出を差し引いた当期経常増減額は 570 万 8,059 円となり、これが当年度の収支となります。</p> <p>一般正味財産期末残高 2,559 万 5,846 円と指定正味財産期末残高 1,500 万円を加えると 4,059 万 5,846 円となり、この額が文化振興財団の正味財産期末残高となります。</p>	
報告第 12 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
<p>本件は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 179 条 第 1 項の規定により、専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものです。</p> <p>内容は、平成 31 年 2 月 17 日、筑紫野市立天拝中学校の野球部の部活動中に打球が防球ネットを越え、相手方家屋を損傷させたものです。</p> <p>この事故に伴う損害賠償額について 11 万 8,541 円で示談協議が整ったので、令和元年 7 月 17 日付で専決処分を行っています。</p>	

議案第 36 号	筑紫野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
<p>本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員についての給料、報酬等を規定するため、新たに条例を制定するものです。</p>	
議案第 37 号	筑紫野市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、会計年度任用職員の処遇の明確化を図るため、関係する 5 件の条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 38 号	筑紫野市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公務員法等が一部改正されることから、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 39 号	筑紫野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、本市においても、印鑑登録証明書への旧氏の記載等を可能とするため、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 40 号	筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 41 号	筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、「子ども・子育て支援法」及び「特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準」の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。</p>	

議案第 42 号	筑紫野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、福岡広域都市計画地区計画筑紫第 3 地区の都市計画決定に伴い、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 43 号	市道路線の認定について
<p>本件は、筑紫野市東町土地区画整理事業により整備された道路を市道路線として認定するものです。</p>	
議案第 44 号	市道路線の認定について
<p>本件は、県道 53 号 久留米筑紫野線から市道オ久保・今町線への接続道として整備された道路を市道路線として認定するものです。</p>	
議案第 45 号	筑紫野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 46 号	筑紫野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、水道法等の一部改正により、条例の一部を改正するものです。</p>	
議案第 47 号	筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
<p>本件は、学校教育法及び水道法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。</p>	

議案第 48 号	令和元年度筑紫野市一般会計補正予算(第 2 号)について
<p>歳出予算の主な内容は、公共施設等整備基金への積立として 4 億 3,773 万 7 千円、子育てのための施設等利用給付事業として 2 億 3,252 万 6 千円、令和元年 7 月に発生した災害関連予算として総額 6,198 万 1 千円の増額などをするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、子ども・子育て支援臨時交付金 1 億 5,785 万 6 千円、災害復旧費国庫負担金 1,101 万 8 千円の増額などをするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 億 7,173 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 318 億 2,273 万 8 千円とするものです。</p> <p>また、債務負担行為の補正については追加の場合として 2 件で 2,785 万 7 千円、一部事務組合分として 5 件の 1 億 1,810 万 6 千円を計上しています。地方債の補正については、変更の場合として 4 件について、限度額を 2 億 6,688 万 8 千円増額し、計上しています。</p>	
議案第 49 号	令和元年度筑紫野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について
<p>主な内容は、歳出予算として、システム改修業務委託料 881 万 1 千円の増額などをするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、前年度繰越金 2,130 万 2 千円の増額をするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,130 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 96 億 6,376 万 6 千円とするものです。</p> <p>また、債務負担行為として、2 件の 1,684 万 3 千円を計上しています。</p>	
議案第 50 号	令和元年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について
<p>主な内容は、歳出予算として、精算に伴う国庫支出金返還金として 4,457 万 6 千円の増額などをするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、前年度繰越金 4,753 万 8 千円の増額をするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,753 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 65 億 9,737 万 2 千円とするものです。</p> <p>また、債務負担行為として、1 件の 2,654 万 4 千円を計上しています。</p>	
議案第 51 号	令和元年度筑紫野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)について
<p>主な内容は、歳出予算として広域連合納付金 4,470 万 1 千円の増額などをするものです。</p> <p>これに見合いの歳入予算としては、前年度繰越金 4,624 万 9 千円の増額をするものです。</p> <p>このため、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,624 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 24 億 5,912 万 8 千円とするものです。</p>	